

株式会社サトワ電工行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように計画する。

1. 計画期間 令和4年11月1日～令和9年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後・育児休業中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 令和4年11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年4月～ 制度内容等について社内掲示・メール等により社員に周知

目標2：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる 「子ども参観日」を令和6年3月までに実施する

<対策>

- 令和4年11月～ 検討会の設置
- 令和5年4月～ 社内掲示・メール等により、社員への参観日実施についての周知
- 令和5年11月～ 参観日の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けての検討